

市役所（東庁舎） 1階エレベーターホール前 仕様書

北名古屋市を甲とし、公有財産借受人（自動販売機設置業者）を乙とする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、位置図に定める設置スペース内に設置できるものとする。
- (2) 設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (3) 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (4) 自動販売機及び付帯設備等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て乙の負担とする。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法により設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収箱を必要数設置し、適切に回収・リサイクルすること。ただし、設置方法、設置場所及び回収方法に関しては、甲の指示に従うこととする。
- (7) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックいずれかの密閉式容器の清涼飲料水又は牛乳等とし、酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 商品の具体的な構成については、事前に甲と協議を行うこと。

3 維持管理責任

- (1) 甲は、当該自動販売機及び付帯設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理すること。
- (2) 乙は、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 乙は、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (5) 乙は、機種の交換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。
- (6) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

4 その他

乙は甲に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器のカタログ等を提出すること。この仕様書、公有財産一時貸付契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。